港区立港南子ども中高生プラザの管理運営に関する年度協定書(令和5年度)

港区(以下「甲」という。)と本所賀川記念館・太平ビルサービス共同事業体(以下「乙」という。)とは、令和5年4月1日に、港区立港南子ども中高生プラザ(以下「プラザ」という。)の管理運営に関して締結した「港区立港南子ども中高生プラザの管理運営に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)に基づき、本施設の管理運営に関わる年度協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、プラザの管理運営業務(以下「本業務」という。)の各年度の業務内容 及び本業務の実施に対して支払われる管理運営に要する費用(以下「指定管理料」とい う。)を定めることを目的とする。

(協定の期間)

第2条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。 (業務内容)

第3条 令和5年度の業務内容は、基本協定第8条に定めるとおりとする。

(指定管理料の額)

第4条 基本協定第30条第2項に定める本年度の指定管理料の額は、333,239,489円(消費税を含む。)とする。

(指定管理料の支払)

- 第5条 指定管理料は、四半期ごとに、乙からの請求に基づき前金払にて支払うものとする。ただし、基本協定第31条の規定により指定管理料を変更した場合は、甲乙協議の上、これを変更するものとする。
- 2 前項に定める四半期ごとの指定管理料の支払額は、次のとおりとする。 (支払の内訳)

対象期間	支払額合計
第1四半期	68, 686, 391円
第2四半期	98,337,393円
第3四半期	89, 259, 335円
第4四半期	76, 956, 370円
合 計	333, 239, 489円

- 3 甲は、前項の指定管理料について、適正な請求があったときは、請求のあった日から 30日以内に乙に支払うものとする。
- 4 甲は、前項の期間内に第1項で定める支払金額を支払わないときは、乙に対し、支払

期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(指定管理料の清算)

第6条 乙は、基本協定第30条第5項に定める余剰金等が発生したときは、甲が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通 を保有する。

令和5年4月1日

- 乙 墨田区東駒形四丁目6番2号一般財団法人本所賀川記念館内本所賀川記念館・太平ビルサービス共同事業体代表団体 一般財団法人本所賀川記念館理 事 長 服 部 榮 卵